

記載例

徴収猶予申請書 特

朝霞市長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)						
申請者	住所所在地	埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号			申請年月日	令和 2年 6月 27日
	電話番号	()	携帯電話	090(1234)5678	通信日付印	
氏名	朝霞 太郎				申請書番号	
					処理年月日	
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	納付書番号等	猶予を希望する期間
	2	市県民税	2・6・30	50,000	0010012345	納期限の翌日から R3・ 6・ 30まで 12月間
	2	固定資産税	2・7・31	18,000	0020012345	納期限の翌日から R3・ 7・ 31まで 12月間
			・ ・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計			① 68,000	② 0		
新型コロナウイルス感染症等の影響 <input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input checked="" type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少						

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)	
(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。	
(1) 収入の減少の状況等	
令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。	

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	3月	4月	5月	3月	4月	5月	
収入							
売掛金	225,000	187,500	201,900	359,200	367,000	319,600	
小計	③ 225,400	④ 187,500	⑤ 201,900	⑥ 359,200	⑦ 367,000	⑧ 319,600	
支出							
営業経費	57,200	49,300	50,500	68,900	70,000	56,900	
家賃等	63,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	
生活費	75,000	78,000	72,000	76,000	76,000	76,000	
ローン返済	20,000	20,000	20,000	0	0	0	
小計	⑨ 217,200	⑩ 212,300	⑪ 207,500	209,900	211,000	197,900	
							⑫ 49 %

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 総取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

項目が多く、書ききれない場合は、「その他」等の項目を作成し、まとめて記載しても構いません。

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)をご記入ください。必ず3か月間を比較する必要はなく、1か月以上であれば、構いません。月の考え方は、1日から末日でなくても構いません。(15日締め等でも可能)

前年同月との比較が難しい場合は、下記の方法での比較をお願いします。
■ 平成31年2月1日から令和2年1月31日までの任意の期間(1か月以上)との比較
■ 直前1年間の収入金額を12で割った金額との比較

後日、職員から確認の連絡を差し上げますので、連絡先のご記入を必ずお願いします。

郵送の場合は記入日をご記入ください。

法人の場合、代表者印の押印と、ご担当者様のご記入もお願いいたします。

最长で、納期限の翌日から1年間猶予可能です。一度設定した期間の延長はできませんので、ご注意ください。

納期限が、申請日の翌月末日までの市税を、まとめて申請できます。

いずれかにチェックを入れてください。

臨時的な支出の例

- 家賃更新料や住宅ローンの賞与加算分
- 製造用機械の買替えによる支出
- 家屋等の修繕費

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	1,274,000 円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	130,000 円	
			=	当面の支出 見込額(⑬)	1,404,000 円

申請日時点の、手持ち金を記入してください。

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額		金額
現金	35,000 円	預貯金	400,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	435,000 円

複数の口座をお持ちの場合は、すべての口座の合計預金残高を記入してください。

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税		-	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
68,000 円			0 円		68,000 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

朝霞市

記入について
お問い合わせ

朝霞市収納課 納税係
TEL:048-463-2023(直通)
開庁時間:午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始除く)

記入について、ご不明点等があれば、
収納課までお問合せください。